

教育委員会臨時会議事日程

令和元年11月15日(金)午後2時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

横浜市いじめ防止啓発月間の取組について

「部活動休養日」及び「活動時間」の設定状況調査結果について

3 審議案件

教委第34号議案 令和元年度一般会計予算案(12月補正)に関する意見の申出について

教委第35号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正に関する意見の申出について

教委第36号議案 横浜市立小学校における草刈り作業中の人身事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

教委第37号議案 横浜市立中学校における体育館屋根材の飛散による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

教委第38号議案 横浜市立小学校における倒木による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

教委第39号議案 横浜市立小学校における倒木による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

教委第40号議案 横浜市立中学校における倒木による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

教委第41号議案 横浜市学校保健審議会臨時委員の任命について

教委第42号議案 訴訟等に関する教育長臨時代理について

4 その他

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○11/6 第69回 横浜市中学校総合体育大会閉会式

○11/6、7 第69回 横浜市立小学校体育大会

○11/9 浦島小学校創立100周年記念式典

汐見台中学校創立50周年記念式典

希望が丘中学校創立50周年記念式典

○11/12 第21回図書館総合展

○11/15 左近山特別支援学校開校記念式典

(2) 報告事項

○横浜市いじめ防止啓発月間の取組について

○「部活動休養日」及び「活動時間」の設定状況調査結果について

3 その他

横浜市いじめ防止啓発月間の取組について

本市では、横浜市いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ防止に取り組むため、12月を「横浜市いじめ防止啓発月間」と位置付けています。

この取組を効果的なものとするため、本市の子どもの健全育成に係る関係機関と協働して、全市的にいじめ防止の取組を推進します。

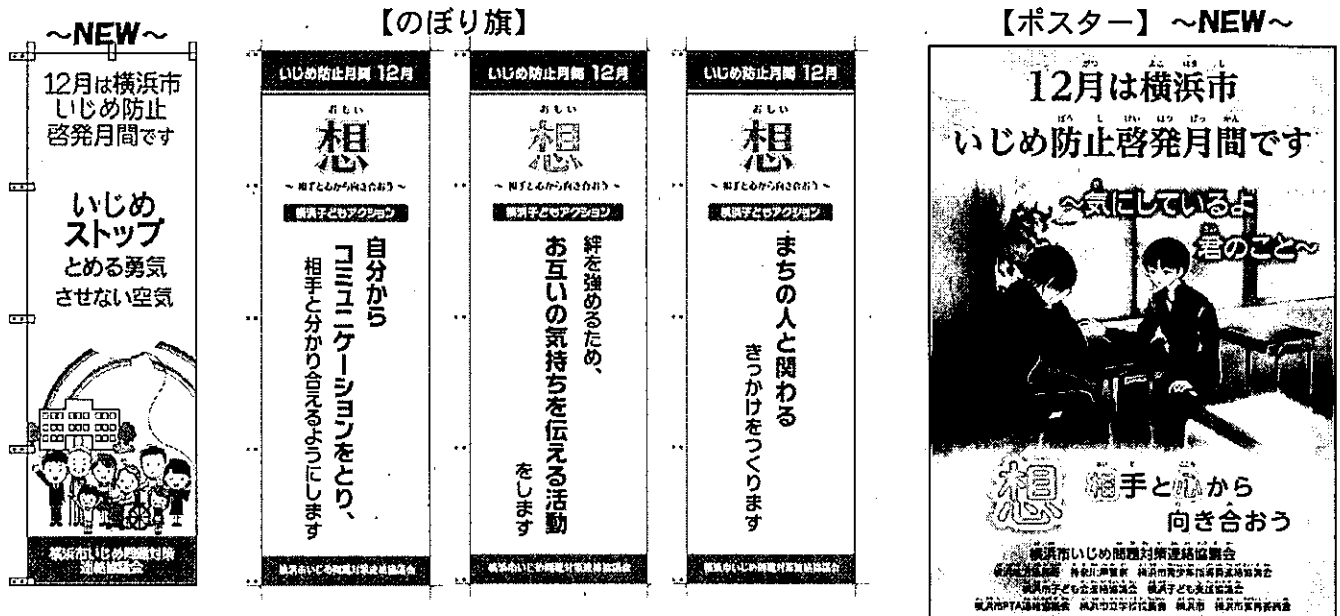
1 啓発月間を通じた取組

(1) いじめ防止に向けたのぼり旗

「いじめ防止啓発月間」のシンボルとして、いじめ防止に向けた「のぼり旗」を市立学校や関係機関等で掲示・活用することにより啓発活動を推進します。

(2) いじめ防止啓発ポスター

「いじめ防止啓発ポスター」を全市立学校及び「横浜市いじめ問題対策連絡協議会」に係る関係機関・団体、市庁舎・区役所等に掲示し、いじめ防止の啓発を図ります。



(3) 横浜市営地下鉄ブルーラインでの啓発

① 車両ドア上の情報装置に広告を掲出（12月1日～30日）

「12月には横浜市いじめ防止啓発月間です ～気にしているよ 君のこと～」

◆横浜市いじめ問題対策連絡協議会◆

② 車両中吊り広告を掲出（11月29日～12月5日）

「いじめ防止市民フォーラム」の開催周知と参加募集を図ります。

(4) いじめ解決一斉キャンペーン

各学校では、児童生徒に無記名アンケートを実施・集約し、「学校いじめ防止対策委員会」で点検・確認することで、いじめのみならず、不安や悩みを抱え困っている児童生徒への適切な支援を行います。

【裏面あり】

2 「いじめ防止市民フォーラム」の開催

市民の皆様とともにいじめのない子ども社会に向けて考え、行動を起こす機会となるよう、本市の子どもの健全育成に係る関係機関との協働により、「いじめ防止市民フォーラム」を開催します。

(1) 開催内容

【テーマ】

「いじめに対して『自分』は何ができるのだろうか」

～子どもや大人、そして地域、関係機関等とのつながりから考える～

【取組発表】

- 市ケ尾ユースプロジェクトの取組に関する実践報告
～STOP!!その言動『市ケ尾の希望ある未来』～
- 関係機関による取組発表
 - ・ 横浜地方法務局
 - ・ 横浜子ども支援協議会

【講演】

白梅学園大学准教授 ^{まさの} 牧野 ^{あさのり} 晶哲 氏

「豊かな関係性のつくり方 ～対話から始まる他者理解～」

(2) 日時

令和元年12月7日(土) 13:00～15:00 (12:30開場)

(3) 会場

南公会堂 (横浜市南区浦舟町2-33 南区総合庁舎内)

<アクセス> 横浜市営地下鉄ブルーライン 阪東橋駅 徒歩8分

(4) 定員・対象

500人 横浜市在住、在勤、在学の方 ※手話通訳あり

(5) 主催

横浜市いじめ問題対策連絡協議会

(6) 申込方法等

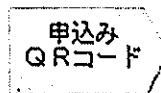
横浜市ホームページ、メール、電話、FAX等での申込み(締切り:12月6日(金)正午まで)

・申込方法は、下記ホームページ参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/bunya16000.html#FDA00>

・電話:045-671-3699、FAX:045-671-1215

E-mail:ky-jinkenjidoseito@city.yokohama.jp



【横浜市いじめ問題対策連絡協議会とは】

いじめの防止等に係る関係機関の連携や啓発活動を推進するため、子どもの健全育成に係る関係機関等(横浜地方法務局、神奈川県警察、青少年育成団体、保護者代表、学校、児童相談所、本市関係行政機関等)で構成する協議会です。

「部活動休養日」及び「活動時間」の設定状況調査結果について

1 趣旨

平成 30 年 1 月に教育長通知「部活動休養日の設定について」にて部活動休養日の設定を通知し、31 年 4 月には部活動ガイドラインにて、適切な活動時間の設定を周知しましたが、その設定状況を把握することを目的に、30 年 9 月、31 年 3 月に続いて、令和元年 9 月に 3 回目の設定状況を調査しました。

2 調査詳細

- (1) 調査対象 市立中学校 145 校、義務教育学校 2 校、特別支援学校（中学部） 9 校
※ 特別支援学校で部活動が設置されているのは「盲」「ろう」のみ
- (2) 調査期間 令和元年 9 月 12 日（木）から 9 月 27 日（金）まで
- (3) 調査方法 学校便利帳 簡易集計システムへの入力による
- (4) 回答数 調査対象校すべてからの回答を確認済み

3 調査結果

(1) 部活動休養日の設定状況

ア 調査結果（下段網掛けは 31 年 3 月 1 日時点での調査結果）

	全ての部活動で休養日を設定済					合計	一部の部活で 設定	未設定
	全部活動で一律			部活動ごとに 個別に設定	その他			
	平日 1 日 土日 1 日	平日 1 日	土日 1 日					
中学校 義務後期	134 校	4 校	0 校	6 校	3 校	147 校	0 校	0 校
	91.2%	2.7%	0%	4.1%	2.0%	100%	0%	0%
	(127 校)	(2 校)	(0 校)	(9 校)	(6 校)	(144 校)	(3 校)	(0 校)
	(86.4%)	(1.4%)	(0%)	(6.1%)	(4.1%)	(98.0%)	(2.0%)	(0%)

※ 特別支援学校については、前回（31 年 3 月調査）と変わらず、対象 2 校ともにガイドラインどおりの設定のため、表の作成は省略します。

イ ガイドラインどおりの設定時期を「未定」としている理由（5 校が該当）

- ・もっと活動してほしいとの保護者の要望が強い。
- ・試合日程により、土日どちらかを必ず休養日にすることが厳しい。

ウ ガイドラインと異なる休養日を設定している主な部活動

- ・ 4 校：吹奏楽、バスケットボール
- ・ 3 校：卓球、バレーボール、サッカー、バドミントン
- ・ 2 校：野球、陸上競技

エ 休養日に対する意見（自由記入）

- ・部活動休養日は必要だと思う。休養を取らなければ、パフォーマンスが上がらない。
- ・休養日は、生徒、顧問ともにリフレッシュする良い機会と思う。また、平日は学習指導や行事の準備に取り組むことができる貴重な時間になっている。
- ・大会、コンクール等の年間予定の精選を行う必要があると思う。
- ・生徒数が多く、部活動が盛んなため、各部の活動場所を確保することが難しく、土日を活用しないと練習時間が確保できない。長期休業中は、近隣の小学校体育館やグラウンドを借りるなど工夫しているが、他の方法も検討中。各部が十分に活動場所を確保できれば、全校一斉休養日を設定することも可能。
- ・土日のどちらかを休養日に設定するには、大会やコンクールを土曜日に設定することが必要。

(2) ガイドラインに沿った活動時間の設定状況（ガイドライン上では“平日2時間、土日3時間程度”）

ア 調査結果

	活動時間の設定状況			合計	活動時間の設定を行う時期			
	全部活動 設定済み	概ね設定	設定困難		元年度中	2年度	検討中	予定なし
中学校	118校	27校	2校	147校	8校	4校	17校	0校
義務後期	80.3%	18.3%	1.4%	100%	5.4%	2.7%	11.6%	0%

※ 特別支援学校については、対象2校ともにガイドラインどおりの設定のため、表の作成は省略します。

イ ガイドラインどおりの設定が困難な部活動

- ・22校：吹奏楽
- ・10校：野球
- ・8校：バレーボール
- ・7校：サッカー、バドミントン
- ・6校以下：バスケットボール、テニス、卓球 他

ウ ガイドラインどおりの設定が困難な理由

- ・大会、コンクールの他に、地域からの参加要請が非常に多く、その全ての練習を行うため。
- ・活動場所（学校敷地）が狭く、サッカー部と野球部は思いっきり投げたり蹴ったりできない。土日は他校などへ出向くが、移動を含めて3時間は厳しい。保護者の同意を得て、時間を超えている。

《その他の多くは、パート練習と全体練習の必要性を訴える吹奏楽部の意見が占めている》

エ 活動時間に対する意見（自由記入）

- ・適切な活動時間の根拠等、生徒、保護者や顧問教員に示す資料を積極的に発信してほしい。
- ・競技種目によって試合時間が異なるものを、一律に同じにすることに不合理がある。

- ・働き方改革の視点で、大会・コンクール運営側が、各学校が活動時間を守るような工夫をしてほしい。顧問は審判や運営の打合せを含めると相当な時間を取られている。運営を外部に任せるとか、保護者による引率を可能にするなど、改革を行ってほしい。
- ・各々の種目の特性に応じて設定できるよう、活動を希望している生徒の成長のために幅を持たせてあげたい。
- ・吹奏楽部は、準備、音出し、パート練習、全体練習を考えると無理がある。
- ・部によっては100名を超える在籍があり、男女や学年で分けて活動している。生徒の活動時間を守れば守るほど、顧問は休めなくなることになり、管理職としては悩ましい。

(3) ガイドラインの周知方法等

ア 数値による回答 ※ 四捨五入により割合の端数処理をしています。

	部活動ガイドラインの配付方法				合計
	生徒に配付	保護者に配付	部活動で異なる	配付していない	
中学校	61校	86校	0校	0校	147校
義務後期	41.5%	58.5%	0%	0%	100%

※ 特別支援学校は「ろう」のみ生徒に配付。

イ 主な配付方法の実態

(複数の方法により周知している場合があることから、重複回答を可としており、上記アの数値と必ずしも一致しません)

《生徒に対して》

- ・学級担任が趣旨等を説明し、学級ごとに配付した。(48校 32.7%)
- ・集会等で生徒に趣旨等を説明した後、学級ごとに配付した。(13校 8.8%)

《保護者に対して》

- ・全校保護者会等で趣旨等を説明して配付した。(100校 68.0%)
- ・各部活動の保護者会で趣旨等を説明して配付した。(19校 12.9%)

ウ 上記以外の特徴的な周知等 (自由記入)

- ・学校説明会、部活動保護者会で参加保護者に配付して説明。その後、欠席した家庭には、学級担任が生徒に概要を説明して配付した。
- ・保護者に対して、全校教育活動説明会、学級懇談会や部活動保護者会、学校だよりで周知した。
- ・地域住民が集まる機会に学校から伺って、説明を行いながら配布した。吹奏楽部や合唱部は地域行事から出演要請を受ける機会も多いため、地域の理解を得ることを目的とした。

4 今後の調査について

次回の調査は令和元年度末(2年3月頃)を予定することとして、今後も継続して、定期的に調査を実施することを予定します。

また、部活動ガイドラインは、2年度入学予定の生徒数及び新採用予定の教員数に予備を加えた部数を増刷し、元年度末までに中学校等に送付します。